

スマホソフトウェア競争促進法 概要資料

これまでの経緯(主な出来事)

平成30年(2018)

6月: 「未来投資戦略2018」 プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備のため、基本原則を定め、これに沿った具体的措置を早急に進める

7月: 「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」の立上げ(公正取引委員会、経済産業省及び総務省)

12月: 「プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則」 透明性及び公正性を実現するための出発点として、大規模かつ包括的な徹底した調査による取引実態の把握を進める

令和元年 (2019)

1月:公正取引委員会デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査開始

9月:内閣官房デジタル市場競争本部(デジ本部)の設置

令和2年(2020)

4月:公正取引委員会デジタル市場企画調査室の設置

5月:「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」成立

令和3年(2021)

4月:「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」運用開始

4月:デジ本部 デジタル広告市場の競争評価 最終報告

6月:デジ本部 モバイル・エコシステムに関する競争評価の開始 10月:公取委 モバイルOS等に関する実態調査開始(対外公表)

令和5年(2023)

2月:公取委 モバイルOS等に関する実態調査報告書

6月:デジ本部 モバイル・エコシステムに関する競争評価 最終報告

令和6年(2024)

6月:「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」成立

令和7年(2025)

12月:「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」全面施行

公正取引委員会による実態調査とデジタル分野のルール整備

公正取引委員会

デジタル市場競争会議 (事務局:内閣官房)

ルール整備の状況

オンラインモール・アプリストアの実態調査報告書

(令和元年10月)



デジタルプラットフォーム取引透 明化法案の方向性の決定 (令和2年1月)



·**同法成立**(令和2年5月)

・オンラインモール・アプリストア分野を対象と して運用開始(令和3年4月)

デジタル広告分野の実態調査報告書

(令和3年2月)



デジタル広告分野の競争評価

同分野をデジタルプラットフォーム取引透明化法の対象に追加する方針を決定(令和3年4月)



·デジタル広告分野を同法の対象に追加

·デジタル広告分野における対象事業者を 指定し運用開始

(令和4年10月)

モバイルOS等に関する実態 調査報告書

(令和5年2月)



モバイル・エコシステムに関する 競争評価 最終報告

(令和5年6月)



·スマホソフトウェア競争促進法 成立·公布

(令和6年6月)

モバイルOS市場やアプリ流通サービス市場における競争制限的な行為に対して、独占禁止法の執行により対処しようとする場合には、市場画定や競争上の弊害の立証に時間を要するほか、セキュリティやプライバシー等の論点の検証に多大な検証作業が必要となり得るなど、**最終的な結論を得るまでに多大な時間を要し得ることから、独占禁止法の執行による対応を補完するため、必要な範囲で法律による制度整備により担保することが有効**

<u>「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェア</u>に係る競争の促進に関する法律」

略称:スマホソフトウェア競争促進法(MSCA)

```
令和6年 6月 成 立(令和6年法律第58号)
令和6年12月 一部施行
令和7年12月まで 全面施行予定
第一章 総則(第1条・第2条)
第二章 特定ソフトウェア事業者の指定等(第3条・第4条)
第三章 指定事業者の義務
 第一節 指定事業者の禁止行為(第5条~第9条)
 第二節 指定事業者の講ずべき措置(第10条~第13条)
 第三節 指定事業者による報告書の提出等(第14条)
第四章 違反に対する措置等
 第一節 調査等(第15条~第17条)
 第二節 排除措置命令等(第18条~第30条)
第五章 差止請求、損害賠償等(第31条~第41条)
第六章 雑則(第42条~第48条)
第七章 罰則(第49条~第58条)
```

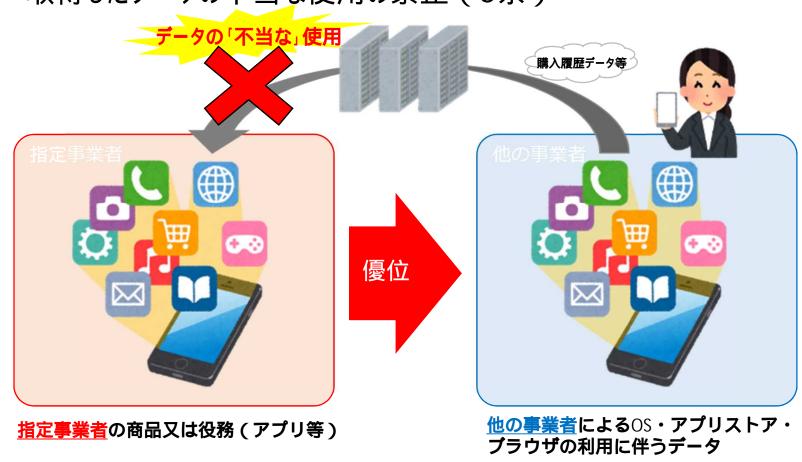
スマホソフトウェア競争促進法の目的

- 第一条 この法律は、我が国においてスマートフォンが国民生活及び経済活動の基盤としての役割を果たしていることに鑑み、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェアの提供等を行う事業者に対し、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者としての立場を利用して自ら提供する商品又は役務を競争上優位にすること及び特定ソフトウェアを利用する事業者の事業活動に不利益を及ぼすことの禁止等について定めることにより、特定ソフトウェアに係る公正かつ自由な競争の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
- > スマートフォンが急速に普及し、国民生活及び経済活動の基盤となる中で、スマートフォンの利用に特 に必要な特定ソフトウェア(モバイルOS、アプリストア、ブラウザ、検索エンジン。これらを総称し て「特定ソフトウェア」という。)の提供等を行う事業者は、特定少数の有力な事業者による寡占状態 である。
- ▶ 特定ソフトウェアに係る市場においては、当該事業者の競争制限的な行為によって、公正かつ自由な競争が妨げられている。一方、これらの市場については、新規参入等の市場機能による自発的是正が困難であり、また、独占禁止法による個別事案に即した対応では立証活動に著しく長い時間を要するとの課題があることから、公正かつ自由な競争を回復することが困難である。
- ▶ こうした状況を踏まえ、スマートフォンの特定ソフトウェアについて、セキュリティの確保等を図りつつ、競争を通じて、多様な主体によるイノベーションが活性化し、消費者がそれによって生まれる多様なサービスを選択できその恩恵を享受できるよう、競争環境を整備する必要がある。

スマホソフトウェア競争促進法の規制の概要(禁止行為と遵守義務)

			規制の実効的な運用のための手続						
	七字東米字に効する担制		行政処分		罰則		私訴等		
指定事業者に対する規制		正当化 事由	是正 措置	課徴金 納付命令	命令 違反	確定命令 違反	差止 請求	無過失 損賠	緊急 停止 命令
	取得したデータの不当な使用の禁止 【5条】	-		-					
	アプリ事業者に対する不公正な取扱いの禁止 【6条】	-		-		[個人] 拘禁刑 2 年 罰金300万 [法人] 罰金 3 億 [代表者] 罰金300万			
**	他のアプリストアの提供妨害の禁止 【7条1号】		排除措置命令確約手続あり						
禁止	モバイルOSの機能の利用妨害の禁止 【7条2号】			20%	過料50万				
行	他の課金システムの利用妨害の禁止								
為	リンクアウト、ステアリングの制限等の禁止 【8条2号】								
	他のブラウザエンジンの利用妨害の禁止 【8条3号】			-					
	自社のソーシャルログインの利用強制の禁止 【8条4号】	-		-					
	検索結果の表示における自社優遇の禁止 【9条】	-		-					
遵	取得データの使用条件等の開示に係る措置 【10条】	-	勧告	罰金 [·] 万 - [法人	[個人] 罰金100				
守	取得データの利用者に対する移転に係る措置 【11条】	-							
義	デフォルト設定の変更、選択画面の表示に係る措置 【12条1号和・2号】 追加インストールの同意、アンインストールに係る措置	-			万	_	-	-	-
務	【12条1号汇】	-			[法人] 罰金100 万				
	仕様変更等の開示、期間の確保等に係る措置 【13条】	-							
その他	公正取引委員会への報告を理由とした不利益取扱いの禁止 【15条2項】	-						_	

取得したデータの不当な使用の禁止(5条)

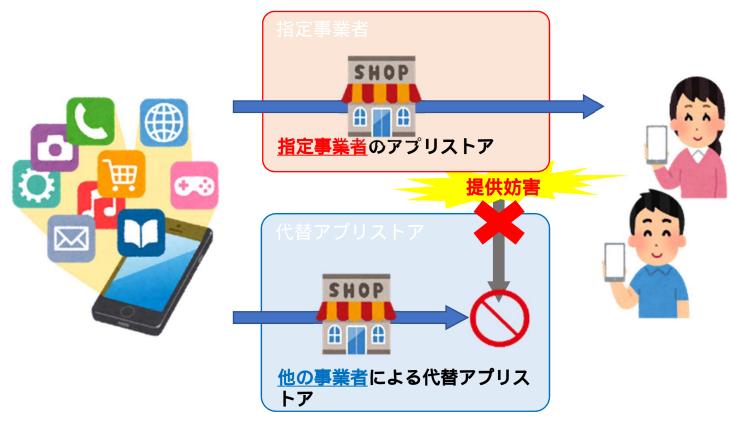


アプリ事業者に対する不公正な取扱いの禁止(6条)



指定事業者がアプリ審査等において 合理的理由なくリジェクトする等

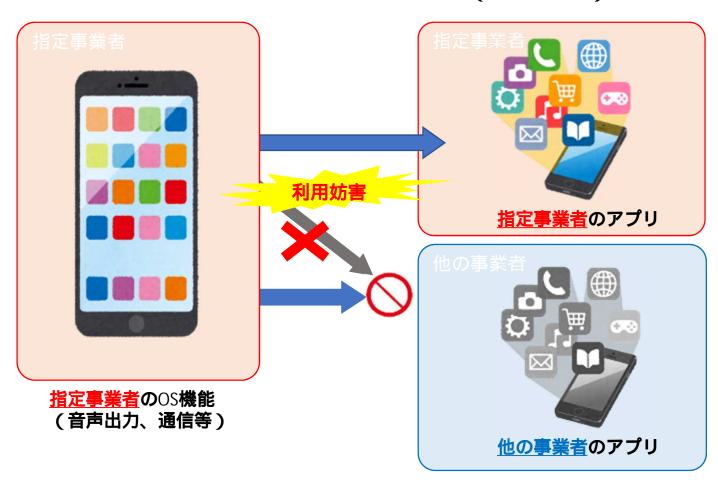
他のアプリストアの提供妨害の禁止(7条1号)



例)・代替アプリストアの利用を不可とする技術的仕様を設ける

・代替アプリストアの利用を断念するよう誘導する表示を行う

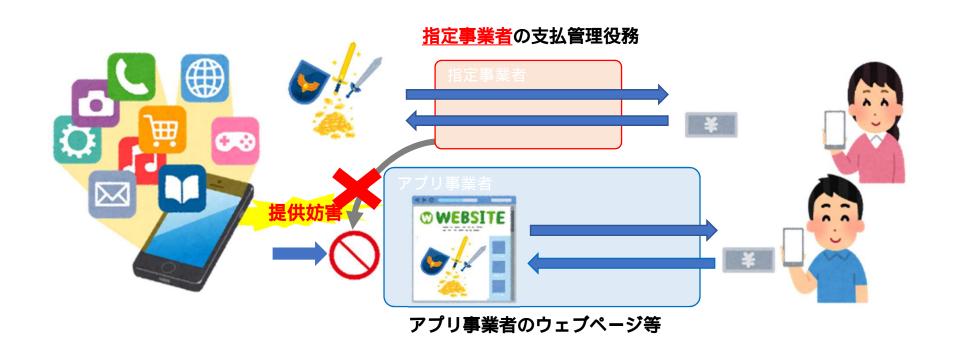
モバイルOSの機能の利用妨害の禁止(7条2号)



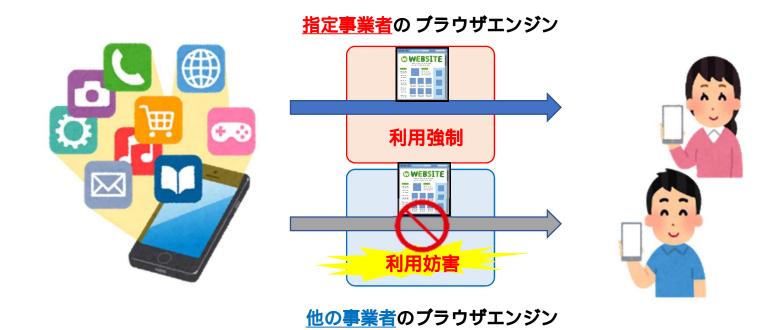
他の課金システムの利用妨害の禁止(8条1号)



リンクアウト、ステアリングの制限等の禁止(8条2号)



他のブラウザエンジンの利用妨害の禁止(8条3号)

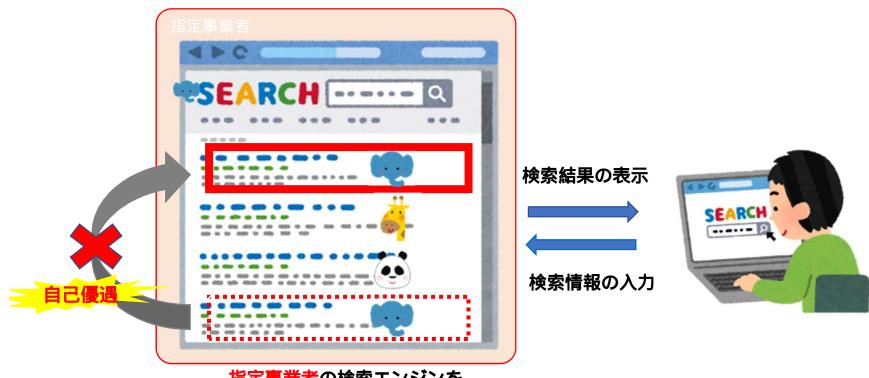


(注)ブラウザエンジンとは、ブラウザの一部を構成するソフトウェアであり、ウェブページの情報を閲覧することができる状態に処理するもの。

自社のソーシャルログインの利用強制の禁止(8条4号)

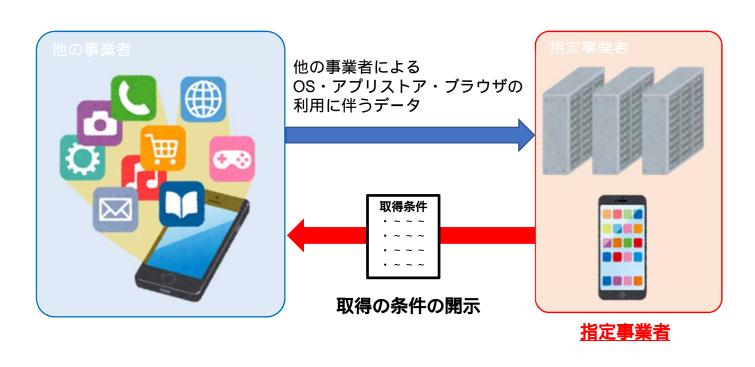


検索結果の表示における自社優遇の禁止(9条)



指定事業者の検索エンジンを 用いた検索結果

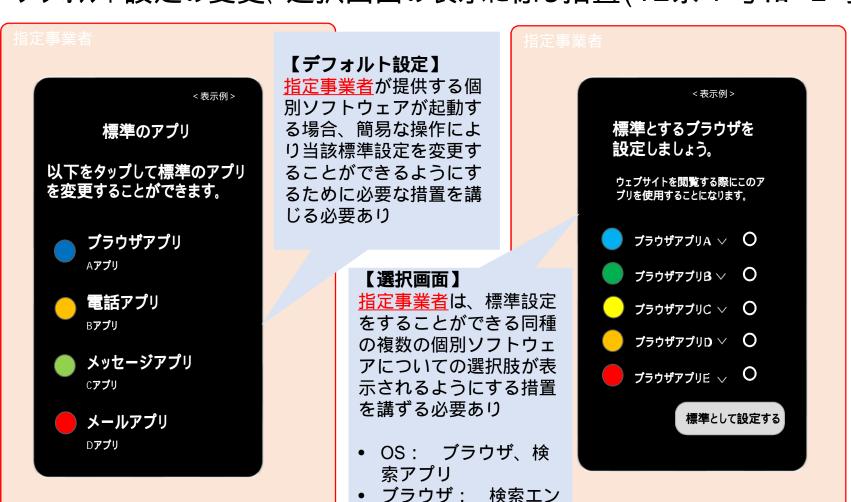
取得データの使用条件等の開示に係る措置(10条)



取得データの利用者に対する移転に係る措置(11条)

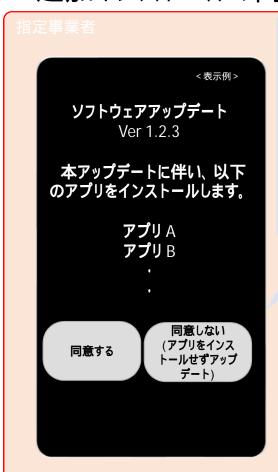


デフォルト設定の変更、選択画面の表示に係る措置(12条1号仰・2号)



ジン

追加インストールの同意、アンインストールに係る措置(12条1号に)



【追加インストール】

指定事業者が提供する 個別ソフトウェアにつ いて、スマートフォン に追加的に組み込む場 合、利用者の同意を得 るために必要な措置を 講じる必要あり

【アンインストール】

指定事業者は、当該指定 事業者が提供する個別ソフトウェアについて、利 用者が簡易な操作により 消去をすることができる ようにする措置を講じる 必要あり



仕様変更等の開示、期間の確保等に係る措置(13条)



OS・アプリストア・ ブラウザの<mark>指定事業者</mark>

OS・アプリストア・ブラウザの 仕様・利用に係る条件の変更や 利用の拒絶に関して、 →十分な期間の確保 →理由などの情報の開示 →苦情処理に係る体制等の整備

が指定事業者の義務に!



個別アプリ事業者・ウェブ サイト事業者





十分な期間の確保や情報の開示がされないと円滑に対応できず、消費者へのサービス提供ができなくなる可能性 ま・・・

継続的なコミュニケーションを通じた法運用

● 指定事業者やアプリ事業者等のステークホルダーと継続的に対話しながら、ビジネスモデルの改善を 求める

